

第 3 回

熊本県議会

文教治安常任委員会会議記録

平成21年 6 月25日

開 会 中

場 所 第 2 委 員 会 室

第 3 回 熊本県議会 文教治安常任委員会会議記録

平成21年 6 月25日 (木曜日)

午前10時2分開議

午前11時56分閉会

本日の会議に付した事件

議案第1号 平成21年度熊本県一般会計補
正予算 (第1号)

議案第2号 平成21年熊本県育英資金貸与
基金特別会計補正予算 (第1号)

議案第9号 熊本県育英資金貸与基金条例
の一部を改正する条例の制定について

議案第10号 熊本県警察本部の内部組織に
関する条例の一部を改正する条例の制定
について

議案第13号 指定管理者の指定について

報告第1号 平成20年度熊本県一般会計繰
越明許費繰越計算書の報告についてのう
ち

報告第8号 専決処分の報告について

閉会中の継続審査事件 (所管事務調査) に
ついて

報告事項

①第4号議案熊本県手数料条例の一部を
改正する条例の制定について

②熊本県警察交番・駐在所機能強化推進
基本プランについて

出席委員 (8人)

委員 長 小早川 宗 弘

副委員 長 浦 田 祐三子

委 員 倉 重 剛

委 員 氷 室 雄一郎

委 員 松 田 三 郎

委 員 吉 田 忠 道

委 員 船 田 公 子

委 員 西 聖 一

欠席議員 (なし)

委員外議員 (なし)

説明のため出席した者

教育委員会

教育長 山 本 隆 生

教育次長 岡 村 範 明

教育次長 岩 瀬 弘 一

教育次長 阿 南 誠一郎

教育政策課長 松 永 正 男

福利厚生課長 藤 本 和 夫

高校教育課長 森 塚 利 徳

首席教育審議員兼

義務教育課長 木 村 勝 美

首席教育審議員兼

学校人事課長 由 解 幸四郎

社会教育課長 小 野 賢 志

人権同和教育課長 恵 濃 裕 司

文化課長 米 岡 正 治

体育保健課長 坂 梨 登美代

首席教育審議員兼

施設課長 児 玉 邦 秋

高校整備政策監兼

高校整備推進室長 後 藤 泰 之

警察本部

本部長 荻 野 徹

警務部長 茂 木 陽

生活安全部長 川 崎 広 文

刑事部長 徳 永 幸 三

交通部長 北 里 幸 則

警備部長 吉 田 親 一

首席監察官 古 川 隆 幸

参事官兼警務課長 池 部 正 剛

参事官兼会計課長 坂 田 靖 範

総務課長 吹 原 直 也

参事官兼

生活安全企画課長 浦 田 潔

参事官兼刑事企画課長 林 朝 通

参事官兼交通企画課長 緒 方 博 文
交通規制課長 川 述 正 芳
参事官兼警備第一課長 下 山 惠 史

事務局職員出席者

議事課課長補佐 坂 本 道 信
政務調査課主幹 竹 本 邦 彦

午前10時2分開議

○小早川宗弘委員長 ただいまから、第3回文教治安常任委員会を開会いたします。

それでは、本委員会に付託された議案を議題とし、これについて審査を行います。

まず、議案について、警察本部、教育委員会の順に執行部の説明を求めたいと思います。

それでは、警察本部長から総括説明を願い、続いて担当課長から順次説明をお願いいたします。

初めに、荻野警察本部長。

○荻野警察本部長

文教治安常任委員会の委員長はじめ委員の皆様方には、平素から警察行政の各般にわたり、深い御理解と温かい御支援をいただいておりますことに対し、まずもって心からお礼を申し上げます。

また過日、小早川委員長を初め委員の方々に、警察本部庁舎内を御視察いただきました。この場をおかりしまして、御礼を申し上げます。

議案の説明に先立ちまして、私からは最近の治安情勢等について御説明を申し上げます。

さて、県警察では力強い警察活動の推進と、地域社会の連携と協働の2つを基本理念とする「安全・安心くまもと」実現計画を策定し、犯罪の抑止、交通死傷事故の抑止、そして県民を脅かす犯罪の検挙という3つの基本目標の実現に向け、県警察の総力を挙げて各種治

安対策に取り組んでおります。

そこで、第1に犯罪の抑止についてでございますが、本年5月末現在の数値ですが、刑法犯認知件数は約6,800件と、昨年同期に比べ率にして1.7%増加しており、5年連続して減少していた刑法犯認知件数が一転して増加傾向を示しております。

この増加の内容を見ますと、不況の影響かもしれないませんが、空き巣や忍び込みといった屋内に侵入する窃盗や、オートバイ盗が増加しておりますので、今後これらの犯罪を押さえ込むべく街頭活動をさらに強化してまいります。

第2に交通事故死傷事故の抑止についてでございますが、昨日現在で発生件数は約5,000件、負傷者数は約6,500人と、昨年同期に比べ発生件数では約270件の減少、負傷者数でも約230人の減少となっております。また、交通事故死者数は38人と、昨年同期に比べ3人減少しています。昨年は、7月以降の行楽期に交通死亡事故が多発したことで、これからの交通事故抑止に向けた活動いかんが特に重要であると考えておるところであります。

第3に犯罪の検挙についてでございますが、刑法犯の検挙件数は約2,400件と、昨年同期に比べ率にして4.3%減少しております。その一方で、検挙人員は約1,700人と昨年同期に比べ17人増加しております。昨年は、検挙人員がその増加数・増加率とも全国第1位となりましたが、これを上回るペースです。今後は、検挙率の向上にも力を入れてまいります。

ここで、振り込め詐欺について一言申し上げます。

振り込め詐欺は本年、発生件数は47件と、前年同期に比べ率にして55.7%減少しております。さきの2月定例県議会で制定していただいた、県民を振り込め詐欺被害から守る条例が4月1日から施行されておりますが、金融機関で働く方々からは、条例が後ろ盾にな

りお客様に声をかけやすくなったとの御感想も寄せられているところであり、本条例が被害防止に向けた官民一体の活動の大きな後ろ盾となっていると考えられるところがございます。

また、この条例が全国初ということで各種マスコミでも取り上げられたということもありまして、県民に広くその趣旨が浸透しつつあるのではないかと感じております。今後は、県議会から御支援をいただいた条例を有効に機能させていくため、県民の防犯意識の向上や事業者の積極的な取り組みによる官民一体・県民総ぐるみの被害抑止活動をさらに強気に継続してまいります。

このほか、新型インフルエンザにつきましては、6月21日以降、八代市や熊本市で相継いで感染者が確認されました。今後、感染の拡大等が予想されることから、県警といたしましても必要な諸対策を推進してまいります。

なお、新型インフルエンザ対策に要する装備品につきましては、昨年度の9月補正及び今年度の当初予算でお認めいただいているところであり、この点についても御礼を申し上げます。

以上申し上げましたように、県警察としましては県民の皆様が約束した「安全・安心くまもと」実現計画の基本目標を達成するため、全職員が警察職員としての感性を磨き、心を一つにして各種施策に取り組んでまいりますので、委員長初め委員の皆様方には引き続き警察活動に対する御理解と御支援をよろしくお願い申し上げます。

それでは警察関係の議案ではありますが、今回提案しておりますのは、1つは第1号議案、すなわち平成21年度熊本県一般会計補正予算であります。これは国の補正を受けた緊急経済対策として警察車両のハイブリット化、交番、駐在所等の施設整備、交通安全施設等整備に要する経費の増額等として、計6億2、

000万円余の増額補正、及び事務機器等賃借に係る債務負担行為の変更として5,257万円の限度額設定をお願いするというものでございます。

続きまして、第10号議案すなわち熊本県警察本部の内部組織に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。これは警察法施行令の一部改正に伴い、熊本県警察本部の部の事務分掌を改めるものでありまして、具体的には取り調べ監督制度に関するものを警務部の所掌とするものでございます。

続きまして、報告第1号すなわち平成20年度熊本県一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてでございますが、これは昨年度の2月補正予算、追加経済対策でございますが、同予算に係る警察施設整備費、交通安全施設等整備費について、警察費6億5,899万円余の繰越明許費の報告をするものでございます。

続きまして、報告第8号すなわち専決処分の報告についてでございますが、これは地方自治法第180条第1項の規定により専決処分をいたしました職員による5件の交通事故の和解及び損害賠償額の決定の報告に関するものでございます。

詳細につきましては引き続き担当課長に御説明させますので、よろしく御審議のほどをお願いいたします。

なお、これら以外に報告事項として総務常任委員会で御審議いただいておりますところの第4号議案熊本県手数料条例の一部を改正する条例の制定について及び交番・駐在所の機能強化を図るための熊本県警察交番・駐在所機能強化推進基本プランについては、後ほどそれぞれ担当部課長に説明させますので、よろしくをお願いいたします。

私からは、以上です。

○小早川宗弘委員長 説明は、座ったままで

してください。次に、坂田会計課長。

○坂田会計課長 では、座ったままで説明させていただきます。

予算関係議案につきまして、お手元の資料に基づきまして御説明させていただきます。警察関係の資料の1ページをお願いいたします。

第1号議案平成21年度熊本県一般会計補正予算(第1号)の警察費についてでございます。

まず、警察本部費で81万7,000円の増額をお願いしております。この増額は、県の総合財務会計システム用のパソコン5台、プリンター5台を増強するために要する経費でございます。現在、県警では、県の新総合財務会計システムに対応したパソコンが一部所属にしか整備されておられません。このため、電子入札案件や支出等の会計業務が集中した場合に時間を要するという状況が発生しております。今回パソコン5台を増設することによりまして、業務の効率化が図られるものと考えております。

次に、警察施設費で3億1,240万8,000円の増額をお願いしております。交番、駐在所等の警察施設については築後数十年を経過しているものも多く、施設を新築することによりまして来訪者の利便性が図られるとともに、事件・事故や災害の防止と発生の際の即応力が確保されるなど、安心感のよりどころとしての交番等の機能強化が一層図られるものと考えております。

今回は交番の新築としまして、熊本北署の武蔵楠交番、駐在所の新築としまして芦北署の天月駐在所、玉名署の江田駐在所、八代署の宮地駐在所、大津署の野々島駐在所の計4カ所、宿舍の新築としまして玉名署の宿舍を整備する予定としております。

次に、警察活動費で3億705万3,000円の増額をお願いしております。

まず、説明欄1の一般警察運営費2,456万7,000円の増額でございますが、重要備品等整備費としまして低公害車いわゆるハイブリット化した小型警ら車、捜査用車等の公用車計19台を導入するための経費でございます。

次に、2の生活安全警察運営費1億5,276万4,000円の増額について説明いたします。

まず、安全で安心なまちづくり事業費としまして、863万1,000円の増額をお願いしております。この増額は、街頭において犯罪被害が連続発生している地域などにおける防犯対策としまして、移動式の防犯カメラの導入に要する経費、それにパトロールカー等の一部にAED12台を試行的に搭載するための経費でございます。

次に、子供、女性の安全確保対策の推進としまして、ビデオカメラ等の捜査用資機材の整備に要する経費をお願いしております。

続いて、初動警察の刷新強化については、初動捜査支援システムの更新等に必要な経費でございます。

次に、3の交通安全施設費1億2,972万2,000円の増額について、説明をいたします。この経費は、交通安全施設等整備費単独事業に要するもので、本事業によりまして交通事故による死傷者数の減少を初め、交通渋滞の一層の解消を図っていくものでございます。

今回の補正では、信号機の新設9カ所を初め、車両用、歩行者用の信号灯機のLED化20式に特化した事業を予定しているところでございます。

以上、平成21年6月補正の予算総額は6億2,027万8,000円となりまして、増額補正後の平成21年度警察歳出予算総額は407億8,001万9,000円となります。

なお、ただいま御説明しました6月補正の予算総額6億2,027万8,000円につきましては、地域活性化経済危機対策臨時交付金から6億1,747万8,000円と、環境対応車買いかえ促進補助金から280万円が活用されておま

す。

また、地域活性化公共投資臨時交付金の一部を、平成21年度当初予算事業の一部として、警察費に3億2,400万円財源充当されておりますので、経済対策に伴う県警察への交付金の合計は9億4,147万8,000円となっております。

次に、2ページをお願いいたします。

債務負担の設定変更については、表の事項欄に掲げていますように、事務機器等賃借としまして、補正後欄におきまして平成22年度から平成26年度にかけまして525万7,000円の限度額設定をお願いしております。これは、平成20年度2月補正予算におきまして、平成21年度当初からの契約開始を予定しておりました債務負担行為につきまして、債務負担行為を設定していた交通安全教育に使用するシステム機器につきまして、入札の不調によりまして平成20年度内にリース契約締結できなかったために、再度、平成22年度からの債務負担行為を設定するためにお願いするものでございます。

次に、6ページをお願いいたします。

報告第1号平成20年度熊本県一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてでございます。平成20年度2月補正予算におきまして、国の2次補正に伴う追加経済対策に関する経費全額につきまして、繰越明許費の設定をお願いしていた分の報告でございます。

まず、警察管理費のうち単独事業の警察施設整備費としまして、駐在所2カ所と警察署の宿舍4カ所の整備に必要な経費といたしまして、2億5,257万円、次に耐震改修の経費としまして、天草署、荒尾署、宇城署の計3警察署の耐震改修工事費1億654万6,000円、また警察活動費としまして信号灯機のLED化など交通安全施設の整備に必要な経費としまして2億9,987万5,000円、合計で6億5,899万1,000円の繰り越しとなっております。

以上、御審議をよろしくお願いいたします。

○池部警務課長 それでは、第10号議案熊本県警察本部の内部組織に関する条例の一部を改正する条例について、御説明いたします。

資料は、3ページから5ページでございます。

この改正は、警察法施行令の一部改正に伴うもので、警察本部の警務部、生活安全部あるいは刑事部といった各部の分掌事務は警察法施行令で定める基準に従い条例で定めることとなっております。

本年4月1日に警察法施行令が改正されまして、警察本部の警務部の所掌事務に、被疑者の取り調べの適正を確保するための監督の措置に関することが追加されましたことから、県条例の警務部の分掌事務に同様の事務を追加することとしたものでございます。

施行日は、公布の日を予定しております。

以上でございます。よろしく御審議のほど、お願いいたします。

○古川首席監察官 着座のまま失礼いたします。

報告第8号議案の専決処分の報告について、御報告申し上げます。

資料は、7、8ページでございます。

本件は、職員による公用車の交通事故に係る損害賠償事案の和解及び損害賠償額の決定に関するもの5件でございます。

番号1は、平成20年7月26日午前1時14分ごろ、熊本市上通地内において、熊本北警察署員が、検問に気づき急転回して逃走した原動機付き自転車を追跡する際、追尾中の逃走車両の動静注視を怠ったことにより、直進中の同車両に追突したものでございます。

和解内容につきましては、相手方の車両修理費、治療費等を全額負担するものとして、県が相手方に33万9,769円を賠償するものです。

番号2は、平成20年9月25日午前10時45分

ごろ、熊本市上高橋地内におきまして、警ら中の熊本南警察署員運転の二輪車が、進路変更のため反転した際、右後方の安全不確認により、後方から直進して来た軽四輪乗用車と衝突したものでございます。

和解内容につきましては、過失相殺した結果、県が相手方に車両修理費、治療費等として60万7,054円を賠償するものです。

番号3は、平成20年11月12日午後8時40分ごろ、熊本市国府地内において交通事故処理を終えた熊本北警察署員が、駐車場から左折して道路に出る際、左側方の高さ約0.5メートルのブロック塀に気づかず、同ブロック塀に接触したものでございます。

和解内容につきましては、相手方のブロック塀の修理代として、県が相手方に3万5,700円を賠償するものでございます。

番号4、番号5は、後退時の安全確認が不十分なため、後方の車両に衝突したものであり、相手方の車両修理費を全額負担することとして、おのおの県が相手方に58万円、2万1,315円を賠償するものでございます。

なお、以上5件の交通事故につきましては、いずれも任意保険の補償範囲内の交通事故であるため、県からの新たな出費はございません。

また、公用車の交通事故を防止するため、各所属におきましては安全確認の励行など運行前の指示、指導の徹底、交通事故事例を題材にしたグループ検討会を実施しており、また本部監察官におきましても交通事故当事者に対する運転技能訓練や安全運転講習を行うなど、交通事故の実態に応じた各種事故防止対策を講じております。

今後とも、職員の交通事故の絶無を期すため、さらなる指導・教養の徹底に努めてまいりますので、何とぞよろしくお願い申し上げます。

以上で、報告を終わります。

○小早川宗弘委員長 引き続き、教育委員会から説明をお願いします。

初めに、山本教育長。

○山本教育長 着座のまま失礼いたします。

議案の説明に先立ちまして、御報告とともに一言御礼を申し上げます。

去る6月2日、鞠智城の特別史跡指定に係る文化庁要望におきまして、県議会すべての先生方に御参加をいただいている国営鞠智城歴史公園設置促進・県議会議員連盟から、会長の前川先生と事務局長の湊上先生に要望書を提出するために上京いただきました。

おかげをもちまして、文化庁の文化財部長からも、「文化庁としても重要遺跡であることを十分に認識しております。また、この認識については万人も認めているところと認識しております。」という、高い評価をいただくことができました。これも、文教治安常任委員会の委員の皆様方を初め、県議会の全先生方の御理解・御指導があつてのことと、心より感謝申し上げます。

今後は、調査成果を取りまとめた報告書の作成や、来る7月25日の東京シンポジウム開催など、特別史跡指定に向けて全力で取り組んでまいりたいと存じます。

次に、6月21日に八代市内において、県内初の新型インフルエンザ患者が確認されました。昨日は、嘉島町の小学生1人が感染したために、嘉島町教育委員会に対しまして小学校1校の臨時休業を要請いたしました。

県教育委員会といたしましては、健康福祉部や市町村等とも十分連携を取りながら、感染拡大をできる限り抑えますとともに、教育に与える影響の最少化に努めることといたしております。

それでは、今議会に提案されております教育委員会関係の議案の概要について、御説明申し上げます。

まず、6月補正関係予算でございます。

第1号議案平成21年度熊本県一般会計補正予算でございます。

国の経済危機対策に連動し、25億2,164万円余の増額補正となっており、例年に比べ大幅な増額補正予算案となっております。

主なものといたしましては、スクール・ニューディール構想関連事業。内容といたしましては、別紙の資料でございますように、学校施設の耐震化、エコ化、ICT化によって、教育環境の整備推進に関する経費、それから藤崎台県営野球場のスコアボードの改修等に関する経費、そして小学校英語教育の推進強化に関する経費等でございます。

なお、経済危機対策であることを十分配慮いたしまして、可能な限り早期発注そして地元発注に努めるなど、経済波及効果を県全体にもたらす取り組みをいたしたいと思っております。

次に、第2号議案熊本県育英資金貸与基金特別会計補正予算でございます。

国の経済危機対策における緊急教育支援といたしまして、経済情勢の悪化により増加が見込まれております修学困難な高校生等への奨学金のための経費1億2,921万円余でございます。

次は、繰越明許費でございます。

報告第1号平成20年度熊本県一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について、御説明いたします。

総額は、15億1,671万円余で、主な内容といたしましては、高等学校施設整備事業、高等学校産業施設整備費等となっております。年度内に整備することが困難であったために、繰り越したものでございます。

最後に、その他の議案でございます。

このほか条例等議案といたしまして、第9号議案ほか1議案提案申し上げますが、これらは経済的修学困難者の修学促進をより重視した制度とするために、育英資金の貸与要件の1つである学力に係る要件を廃止

すること等に伴い、関係規定を整備するもの、及び熊本県総合射撃場につきまして指定管理者の指定を行うものでございます。

詳細につきましては、これから担当課長から御説明いたしますので、どうか御審議のほどをよろしくお願い申し上げます。

○松永教育政策課長 教育政策課でございます。教育委員会関係説明資料の第1ページをごらんください。

教育委員会所管の平成21年度6月補正予算の総括表でございます。

計上した事業は、経済危機対策関連事業などでございまして、最下段、補正額26億5,086万円のうち、経済危機対策関連事業は26億4,138万円余でございます。

なお、一部の事業につきましては県債発行額を増加させないために、地域活性化公共投資臨時交付金の振りかえによる財源更正を行っておりますが、各課での個別の説明は省略させていただきます。

次に、教育政策課分について御説明申し上げます。

資料の2ページをお願いいたします。

事務局費ですが、11億1,449万2,000円の増額をお願いしております。熊本県教育情報化推進事業につきましては6億4,183万9,000円の増額、県立学校校務環境整備事業につきましては4億7,265万3,000円の増額をお願いしております。いずれも、スクールニューディール構想事業の補助金を活用したもので、県立学校における教育用デジタルテレビ及びパソコン、そして教職員用のパソコンの整備を行うものです。

これらの事業によりまして、県立学校の教育用テレビのデジタル化が完了いたしますし、教育用パソコンは国の整備目標の児童・生徒3.6人に1台を上回る、3.4人に1台の整備、また教職員用パソコンにつきましては、1人1台の整備が完了することになります。

続きまして、資料の9ページをお願いいたします。

平成20年度熊本県一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてでございます。

まず、熊本県教育情報化推進事業でございますが、1,001万7,000円を繰り越しております。これは、県立学校教職員の校務で使用いたしますグループウェアに関するものでございます。このグループウェアと県で使用しております庶務事務システムを平成20年度中に連携させる予定でしたが、庶務事務システムに別の改修が入りましたために、改修後の庶務事務システムと連携させることで繰り越しをお願いしているものでございます。

以上、審議のほどよろしくをお願いいたします。

○森塚高校教育課長 高校教育課でございます。資料の3ページをお願いいたします。

まず、2段目の教育振興費475万8,000円、それから3段目の教育振興費6,350万円、及び5段目の特別支援学校費561万6,000円の増額につきましては、国の経済危機対策への取り組みとしまして、県立中学校、県立高校及び特別支援学校へ、理科教育に必要な設備を整備するための経費でございます。

今回整備する理科教育設備は、顕微鏡、電波実験器、人体模型等の実験実習機器等を整備する予定としており、理科教育の一層の充実を図ってまいりたいと考えております。

続きまして、下段の方になりますが、育英資金貸与基金特別会計繰出金1億2,921万6,000円は、奨学金貸与のため育英資金貸与基金特別会計へ繰り出すものでございます。

以上、一般会計につきましては2億309万円の増額をお願いしております。

次に、4ページをお願いいたします。

育英資金貸与基金特別会計でございます。

育英資金貸与金1億2,921万6,000円につきましては、国の経済危機対策における緊急教

育支援としまして、経済情勢の悪化により増加が見込まれる修学困難な高校生等への奨学金のための経費でございます。

以上、経済危機対策としまして、一般会計及び特別会計を合わせまして総額3億3,230万6,000円の増額をお願いしております。

続きまして、9ページをお願いいたします。一般会計繰越明許費繰越計算書について、御説明いたします。

高等学校費のうち産業教育設備整備費でございますが、平成20年度2月補正において増額補正をお願いいたしました、緊急経済対策に係る事業でございます。

当事業につきましては、20年度中の事業の執行が困難であったため、事業費8,025万6,000円を繰り越したものでございます。

議案第9号熊本県育英資金貸与基金条例の一部を改正する条例について、御説明申し上げます。

資料は、12ページから16ページでございます。

教育委員会では、これまで育英資金の制度改正を検討してまいりましたが、今般、経済的修学困難者の修学促進をより充実した制度とするために、修学資金の貸与要件の1つである学力に係る要件を廃止することとして、それに伴い必要となる条例改正を本会議に提案するものでございます。

条例の内容につきまして、御説明申し上げます。

初めに、12ページをごらんください。

1の制定改廃の必要性につきましては、先ほど申し上げたとおりでございます。

2の内容ですが、今回の主な改正点は(1)にありますとおり、貸与要件の1つである学力要件を廃止することでございます。それに伴い、条例第7条、第7条の2について、「勉学に意欲があると認められること」に統一をしております。(2)は、用語の整理でございます。

3の施行期日ですが、公布の日からの施行としますが、学力に係る要件を廃止する部分については、予約貸与を除いて平成22年4月1日からの施行でございます。

具体的な改正内容は、14ページから16ページにかけての新旧対照表でごらんいただきたいと思っております。

今回の条例改正により、本県の育英資金貸与制度は学力要件がなくなり、経済的に修学が困難な学生・生徒に、より配慮した制度へと改正されます。

以上、御審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○木村義務教育課長 義務教育課でございます。

資料の5ページをお願いいたします。

一般会計の教育指導費986万3,000円の増額をお願いしております。資料右端の説明欄をごらんください。

くまもと子ども英語ふれあい事業は、小学校外国語活動の円滑な導入を図るための教員研修の拡充、及び児童が外国語活動に楽しく取り組み、なれ親しむため、新たに指定するモデル校への英語教材の整備支援に要する経費でございます。

以上でございます。御審議のほど、よろしくお願ひいたします。

○由解学校人事課長 学校人事課でございます。

同じく説明資料の5ページをお願いいたします。

教職員人事費といたしまして、720万円の増額補正をお願いしております。国の経済危機対策として進めますスクールニューディール構想の中にございます学校ICT環境整備といたしまして、公立学校に地上デジタルテレビを整備する事業でございます。教育情報や災害情報収集を目的といたしまして、県立

学校73校の職員室等に90台のデジタルテレビを配備するものでございます。

以上、御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○小野社会教育課長 社会教育課でございます。

資料は6ページをお願いいたします。

社会教育総務費につきまして、訪問型家庭教育相談体制充実事業を新たに実施するため、947万2,000円の増額補正をお願いしております。

訪問型家庭教育相談体制充実事業は、全額国費による委託事業でありまして、身近な地域における家庭教育支援を充実するため、地域の子育て経験者、専門家の連携による訪問型家庭教育支援チームを設置しまして、積極的かつきめ細やかな相談体制の充実を図るための手法の開発を行うモデル事業でございます。

具体的には、退職教員やNPO関係者、民生委員などにより構成される家庭教育支援チームが、家庭や企業を直接訪問して、家庭教育に関する情報の提供、相談対応などを行いまして、効果的な家庭教育支援の手法の開発研修を行うものでございます。

なお、平成20年度から地域における家庭教育基盤形成事業という名称で行われておりましたものでございますが、訪問型の支援を必ず行うことを必要とするなど、委託内容や要件が本年度から一部変更となりました。

この変更につきまして、本年度は本事業の実施方法についての国からの連絡等が大幅におくれましたため、当初予算ではなく今回の補正予算で対応させていただきたいということにいたしました。

なお、実施市町村は山鹿市、御船町の2市町を予定しております。

以上でございます。御審議のほど、よろしくお願ひいたします。

○米岡文化課長 文化課でございます。説明資料7ページをお願いいたします。

文化課として、5,400万円の増額補正をお願いしております。鞠智城におきまして重要な遺構であります南側土塁線付近ののり面が、現在その一部では崩落が起きている状況でございます。のり面の土が風化していることが原因と考えられますが、大規模な崩落を未然に防ぐために、そののり面保護に要する工事費につきまして5,400万円の増額補正をお願いしております。

続きまして、平成20年度一般会計繰越明許費繰越計算書について、御報告申し上げます。

説明資料は、10ページでございます。

まず、文化財保存整備事業費につきましては、市町村等が実施します国や県指定の文化財の保存整備事業費の一部を補助するものです。熊本市が実施します細川家墓所の土塀の保存修理工事につきまして、工法の変更で設計に不測の期間を要し、年度内完了が不可能になったことによりまして、事業費194万1,000円を繰り越したものでございます。

なお、工事は来年の2月末に完了する予定でございます。

次に、装飾古墳館屋外体験学習施設整備事業につきましては、勾玉づくりあるいは火おこしなどの体験学習を、天候に左右されず計画的に実施できるよう、屋外体験学習施設を整備しているものでございますが、工法の検討に不測の期間を要し、年度内完了が不可能になったことによりまして、工事費2,788万円を繰り越したものでございます。

なお、工事は本年の6月末に完了する予定でございます。

文化課については、以上でございます。御審議のほど、よろしくをお願いいたします。

○坂梨体育保健課長 体育保健課でございます。資料は、7ページをごらんいただきたい

と思います。

体育施設費として、2億9,976万7,000円の増額補正をお願いしております。

これは、県営体育施設整備推進事業でございます。藤崎台県営野球場のスコアボードの改修と、国指定の天然記念物でありますクスノキの樹勢回復等の球場周辺環境整備を実施するものでございます。

スコアボードの改修につきましては、1インニング1けたのみの点数表示や選手名等の手書き表示を解消しますとともに、球場の機能向上を図って、魅力を高めるために大型映像装置を導入するものでございます。

続きまして、資料の10ページをごらんいただきたいと思います。

平成20年度熊本県一般会計繰越明許費繰越計算書の報告でございます。

これは、平成20年度から21年度にかけて、県立総合体育館の大体育室消防設備の整備を進めているところでございますが、そのうち20年度の事業費の一部4,254万9,000円を繰り越したものでございます。

その繰り越しの理由といたしましては、この工事が特殊な消火設備を設置するものであるために、消防署との協議や機器の製作に時間を要したことによるものでございます。

工事は順調に進んでおりまして、7月いっぱい以内で終わる予定となっております。

続きまして、資料の18ページをごらんいただきたいと思います。

議案第13号指定管理者の指定についてでございます。

内容は、議案の提案理由をごらんいただきたいと思います。平成18年4月1日から平成23年3月31日までの期間、県の総合射撃場の指定管理業務を行う熊本県クレイ射撃協会がことしの4月2日に法人格を取得いたしましたので、一般社団法人となりました。地方自治法第244条の2第6項の規定によりまして、県議会の議決を経る必要が生じたものでござ

います。

新法人の指定期間は、平成21年7月1日から平成23年3月31日までとなります。

以上でございます。どうぞ、よろしくお願いいたします。

○児玉施設課長 施設課でございます。資料は8ページでございます。

学校建設費でございますが、県立高等学校施設整備費として4億8,992万1,000円をお願いしております。

1のその他施設整備事業及び2の耐震改修事業につきましては、湧心館高校ほか4校についての耐震改修工事、それに伴う内部改修工事に要する経費でございます。

3の耐震診断事業は、済々黌高校ほか86棟の耐震診断に要する経費でございます。

4の太陽光発電設備事業は、熊本工業高校、八代工業高校及び小川工業高校への設置に要する費用でございます。

特別支援学校費でございますが、施設整備費として3億3,383万9,000円をお願いしております。

1の施設整備事業につきましては、松橋養護学校、菊池養護学校の教室不足に伴う増築工事、及び荒尾養護学校、小国養護学校のエコ改修による床暖房等設備改修工事に要する経費でございます。

2の耐震診断事業につきましては、熊本盲学校ほか4棟の耐震診断に要する経費でございます。

以上、総額は8億2,376万円でございます。

続きまして一般会計繰越明許費繰越計算書について、御報告申し上げます。

資料は11ページでございます。

高等学校費、特別支援学校費でございますが、平成20年度2月補正の緊急経済対策に係る事業等について、年度内の執行が困難であったため、高等学校費につきましては12億8,295万9,000円、特別支援学校費につきまして

は7,111万1,000円を繰り越したものでございます。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○小早川宗弘委員長 以上で、執行部の説明が終了しましたので、付託議案等について質疑を受けたいと思います。質疑はございますか。

○吉田忠道委員 教育関係で、2件質問いたします。

まず1件目は、説明書の5ページ、教育指導費なんですけれども、英語関係の研修とか教材のことなんです、これは今回の補正では各教育事務所1校ぐらいの割合だというふうに聞いておりますけれども、これは今後、3年以内に各学校等にこの教材を整備・支援していく予定があるのか、それともこのモデル校で結果を見るのか、その件を質問いたします。

もう1件は8ページ、学校建設費でありますけれども、この(4)に太陽光発電整備事業がありますが、今回はこの3つの工業高校に整備するということなんですけれども、今後の県の高等学校等に対する整備予定はどういうふうに考えておられるのか、質問いたします。

○木村義務教育課長 英語のモデル校でございますけれども、この件につきましては、各管内1校を予定しております。調査期間を2年間設けまして、その中で視聴覚のライブラリーを設置いたしますけれども、その件につきまして2年間の調査期間を置きまして、その中で成果とか効果等を検証いたしまして、その後については検討していきたいと思っております。

○児玉施設課長 太陽光発電のことですが、今後、校舎の耐震性の問題、あるいは財源的

な課題、この辺を見極めながら、太陽光発電普及率日本一と打ち出しましたので、その辺の趣旨を踏まえまして、将来的には全県立学校への設置を目指して、積極的に取り組みたいというふうに考えております。

○吉田忠道委員 今の答弁では、将来的にはということだけれども、大体、目安としては何年ぐらいを考えておりますか。

○児玉施設課長 先ほど申しましたとおり、そういう設置する場所の耐震性の問題とか、あるいは財源的な問題ですね。補助制度はあるんですけども、結構裏負担もかかりますので、その辺が財源的な問題もありますので、我々としては一生懸命やりたいと思っていますけれども、まあ財源的な協議が必要でございますので、その辺を見ながらやっていきたいと思えます。

○吉田忠道委員 では、今の時点ではまだ具体的な計画というのはないの。

○児玉施設課長 詳細な計画はまだありません。ただ、先ほど申しましたように、全県立学校には設置したいというふうには思っております。

○小早川宗弘委員長 よろしいですか。

○吉田忠道委員 はい。

○小早川宗弘委員長 ほかに、何かありますか。

○氷室雄一郎委員 経済危機対策で、奨学金の枠がかなり、約1億3,000万組まれているんですけども、これは人数的には、見込まれるのは400名ぐらいだったんですか。

○森塚高校教育課長 高校教育課でございます。

今年度分については、約400人と考えています。

○氷室雄一郎委員 体制的には大変じゃないんですかね。今まで、この奨学金の問題は、今回の経済対策で本当に喜ばしいことなんですけれども、今までの奨学金の問題は、いつも決算委員会等でも出てまいります、未回収の分が年々かなり増加しております、それに対する対応というか、職員の数が限られておりますので大変御苦労されているというのはわかるんですけども、その辺も含めまして体制的には、この充実には何も図ってない……。

○森塚高校教育課長 返還についてですが、これまでも延滞がなされた場合には、まず文書で督促をすとか、あるいは電話でお願いすとか、あるいは場合によっては御家庭の方に出向いてお願いすとかいうような措置をとってまいりました。したがって、さらにそういう措置を今後も続けていきたい、さらに強化していきたいというふうに考えております。

それから、もう1つ、これも緊急雇用創出ということで、新たに委託をしております方が現在5名いらっしゃいまして、2名が実際に御家庭に出向いていらっしゃる、そしてお1人が電話で対応するというのでやっておりますけれども、さらに4名お願いしているところでございます。

そういった形で、できる限り返還にも御協力をいただくということで考えているところでございます。

○小早川宗弘委員長 ほかにございませんか。

○西聖一委員 教育委員会の方にお願ひしますけれども、8ページの特別支援学校費ですが、今回、松橋と菊池の養護学校の改修費増加分が出ていますけれども、これはいいんですけれども、新聞等で問題になりました大津養護学校ですね、ここも視察させていただきましたけれども大変ひどい状況で、それについては今後、推進協議会を設けながら、県全体としてまたいろいろ方策を図っていくということですが、大津については特に何か、これからの見通しがあればお聞きしたいと思います。

○木村高校教育課長 高校教育課でございます。

特に大津養護だけ取り出して云々ということではございませんけれども、今おっしゃいましたように、現在、協議会をお願いしているところでございます。

その中で特に熊本市あるいはその周辺地域で知的障害のある方がふえているというようなこともありまして、その方々の例えば教室の不足とか、そのための施設の不足について全体的に御協議いただくということで、まず考えているところでございます。

○西聖一委員 その点は十分、よろしく願いいたします。

それともう1点。細かいことですが、警察の資料で8ページの2番目の金額の数字は違うんじゃないかなと思うんですが、これは単なるミスですね。61万7,345万なのか60万7,054円なのか……。

○古川首席監察官 首席監察官でございますが、番号2の交通事故の関係ですが、これは人身事故になっておまして、当初、頸椎捻挫等、加療1週間の診断書が出ておまして、この人身部分の支払いにつきましては、治療費等は自賠責保険で出るようになり

まして、これは過失割合が過失相殺されませんので、全額、治療費等は保険の方から出ます。そういう関係で、物損事故の部分の修理費等の割合だけが8対2ということで過失相殺されておりますので、物損事故の修理費が5万1,500円、その8割ということで4万1,200円を県の方が負担するという形になりますので、こういう金額になっております。

○西聖一委員 わかりました。

○小早川宗弘委員長 ほかに質疑はありますか。

○氷室雄一郎委員 耐震診断事業は、もうこれですべて終わるんですか。どうなんですか。

○児玉施設課長 県の施設につきましては、これで全部終わりでございます。

○氷室雄一郎委員 改修については、なかなか難しい面がありますね。今回4校ですかね。

○児玉施設課長 工事につきましては、2月補正にのせまして当初予算でものせておりますので、金額的には今回はそんなにありませんけれども、合計しますと8億を超えるくらいにのせておりますので、しっかりやっていきたいと思っております。

○氷室雄一郎委員 耐震診断事業については、もう100%終わりということですか。

○児玉施設課長 ええ、100%終わりです。

○小早川宗弘委員長 氷室委員、よろしいですか。

ほかに、何か質疑はございませんか。

○倉重剛委員 先ほどの吉田委員それから氷

室委員のに関連しますけれども、まず教育委員会。

くまもと子ども英語ふれあい事業について質問がありました。もうちょっと具体的に内容を教えてほしいんですよ。どういう事業を展開して——。先ほどちょっと答弁ありましたけれども、それ以上に、ちょっと全体的なことを教えていただきたい。なぜかという、英語の重要性というのを非常に感じるし、やっぱり英語というのは、子供は小学校時代から教育する必要があるというのは、だれでも感じているんですね。それがおくれてきたわけだから、非常に興味があるので、よろしく。

○木村義務教育課長 義務教育課でございます。今回の事業でございますけれども、小学校5年生と6年生に平成23年度から小学校英語活動が入ります。こういうことで子供たちに本物の英語を聞かせて、なれ親ませようということで、各管内にモデル校を11校指定します。その中に視聴覚ライブラリーと申しまして、英語でございますけれどもディズニーの作品、こういうものをライブラリーとして図書室に設けて、子供たちが自由に家庭に持ち出して使ってもいいし、また授業中あるいは昼休み時間等に聞かせまして、本物の英語になれ親ませているという事業でございます。

○倉重剛委員 管内11校というと、管内とはどういう分類ですか。

○木村義務教育課長 各教育事務所管内から1校ずつです。

○倉重剛委員 ああ、なるほど。それと我々の実感として、まさに英語というのは聞くことが最初ですよ。しゃべるよりも聞くことが難しい。だから、そこら辺を重要視すべきじゃないか、従来からそういう考え方なんで

すけれども、その点はいかがですか。

○木村義務教育課長 先生のおっしゃるとおりでございます。まず本物の英語を聞くことが一番重要だと思いますね。この事業も、なるだけ多くの生の英語を聞かせようということで、そういう事業でございます。

○倉重剛委員 では、効果というのは——、2年間試行するということね。その結果でもって次のプロジェクトの具体的な計画は何かあるの。

○木村義務教育課長 一応2年間調査しまして、効果等を一応研究いたしまして、その結果によりまして、こういう事業を広げていかどうかというのを検討していきたいと思っております。

○倉重剛委員 ぜひ頑張っていたきたいというふうに思います。

それから、もう1ついいですか。これも吉田委員の関連だけでも、育英資金の今度の条例改正、この文言の中に、学力にかかわる要件を廃止し、勉学に意欲のあることと認められてること。これは、どういう尺度でやるの。申請者の全員ということですか。どうですか。

○森塚高校教育課長 高校教育課でございます。

尺度ということで、お話しいただきました。申請書類の中に校長から推薦書というのを上げさせております。それによりまして証明するということとしております。

○吉田忠道委員 先ほどの英語教育の関連で、ちょっと疑問が出たんですけれども、2年間試行してみて、これはいいということであれば各学校に全部整備するわけですよ。

そうすると、そのときの費用というのはどのくらいか、概略わかりますか。

○木村義務教育課長 各学校に一挙にしようという、これは財政的な問題がございますから一挙にということはなかなか難しいと思います。これは今から検討していくということになると思います。

○氷室雄一郎委員 もう1点だけ。緊急経済対策の分で非常に喜ばしいことで、県立高校における教職員1人に1台のパソコン整備、これは全員にですか。

○松永教育政策課長 常勤の職員は全員を予定しております。

○氷室雄一郎委員 今まで既存のパソコンとか、学校で購入したり、いろんな先生方の役割に応じて与えてやる部分もあるんですよ。それに上乗せして、またやるんでしょう。

○松永教育政策課長 現在の普及率が大体、いわゆる公費で普及させますが、資料の2ページにありますように16.2%でございます。残りは、実は必要な場合、先生方の個人のパソコンを持ち込んで、それを許可するという、いわば情報セキュリティ上非常に危険な状態でございます。今回、残りのその89数パーセント分を公費、いわゆる今回の緊急経済対策で整備できるということでございます。

○氷室雄一郎委員 そうすると、かなり広範囲にわたっての普及で大変喜ばしいことです。しかし、これはセキュリティの問題が大変になってくるですよ。ある程度の安全性はやっぱり確保するための手段として、いろんな施策を考えてはおられるとは思いますが、きちっとしておかんと、いろん

なあれが……。

○松永教育政策課長 今回この教職員用のパソコンはすべて県の情報ネットワークに接続して、これはサーバーといひまして、パソコンをつなぐ中心になる機械は県庁に置きまして、ネットワークオペレーションコントロールセンターNOC Sという機関で24時間いろいろなセキュリティーの監視も行えるということになっておりまして、校務で使いますので、成績とかいろんな個人情報も含まれます。セキュリティーには万全を尽くしていきたいと考えております。

○氷室雄一郎委員 それは、セキュリティーの管理というのは考えてありますけれども、それを使われる個人の先生方のモラルの問題また規範の問題が問われてくるんじゃないかと思うんですけれども、その辺をしっかりとやっていただかんと、これだけ普及していろんな弊害が生まれなるとも、不安も考えられますので、各地でいろんな問題が非常に、生徒の情報とかまた学校の情報等の管理が一番大切だと思います。その辺の個人の規範といひますかモラルについてはしっかり指導していただきたいと思います。

○松永教育政策課長 このパソコンの導入と同時に、研修の機会も何回か予定しておりまして、ぜひ情報モラルの向上、情報セキュリティ、いろんな個人情報の管理等々につきましても、教職員の意識啓発についても努力していきたい、配意していきたいと考えております。

○倉重剛委員 ちょっと警察本部に、お礼と感謝申し上げます。というのは、先ほど警察活動費の中で、パトカーにAEDを搭載していただいて活用していただく、しかも試行していただくということになりまして、これは

心から感謝しております。緊急を要する場合パトカーが一番いいだろうというお話がありまして、早速取り上げていただいて、ありがとうございました。

今後の問題点というか、これは一般の委員の先生方も余り御存じないと思うんですね。ちょっとその辺を詳しく御説明していただくとありがたいので、お願いします。

○茂木警務部長 私の方から、御説明申し上げます。

まさに先生御指摘のように、救える命をなるべく救うということについて、私どもが最大限努力するということが一番大事なことだろうということで、さらにパトカーの機動性ということを考えますと、県内隅々までパトカーはいつも走っているわけでございますから、そういうパトカーが対処するというのは大事だろうということで、今回試行になったわけでございますが、残念ながら課題もやっぱりあるということでございます。大きくは、3つあるだろうというふうに考えてございます。

1つは、やはりAEDというのは大きなバッテリーだとお考えいただきたいと思っております。大きな電力を一気に出すというのが特徴でございます。バッテリーでございますから、暑さと寒さに非常に弱いという特性がございます。大体このAEDというのは施設内で使うということが原則としているわけでございまして、幾つかのメーカーに確認いたしました。保管温度というものが零度から40度ぐらいというのが一般的でございます。そうなりますと、パトカーに積むとなりますと、例えば寒冷地だとかはマイナスになるということは容易に想像できるわけでございます。夏場の海水浴場等にパトカーが臨場いたしますと、どんどんトランク内の温度が上がってくるということもあるわけでございます。こういう温度の関係でどうだろうかとい

うことは、これは実地にいろいろ確認していきたいというふうに考えておるところでございます。

それからもう1点は、衛生上の問題もございます。パトカーに積むとなりますと、やはりトランクに積むわけでございますが、トランクは雑多な資機材が多数ございます。例えば、泥沼に入っているいろんなものを検索する際のつなぎとか長靴といったものも一緒に入っているわけでございます。そういうものと、まさに患者さんの胸に付けるパットというのが衛生上どういう工夫ができるかということについても、実地にいろいろと工夫してみたいと考えてございます。

最後は、機能の切り分けでございまして、やはりAEDは人の命を救うということにございまして、私どもパトカーはやはり台数に限りもあるので、その中で犯人の追跡、緊急事態の対応というのが、やはり第一義の任務であると考えておるわけでございます。たまたま臨場した現場で、このAEDを使うというのは非常にラッキーなことでありますし、どんどんやるべきだと思いますが、他方で我々は何らか選択をしなければいけない場合、例えば、犯人を緊急に追跡しなければいけない、この傍らでAEDを使用することを求められるような患者さんの場合はどうするかというような機能上の切り分けというものも、これは私どもだけではできないかもしれません。関係機関等への御相談も必要かもしれません。そういった切り分けも、これから考えてまいりたいと考えております。

ただ、趣旨は非常に重要でございますから、取りあえず乗せてみて、そういった課題を1つ1つ実地に検証してまいりたいということでございます。

○倉重剛委員 こういうことは、他県でやっているところがありますか。

○茂木警務部長 私どもの調査の範囲でございますけれども、2県ほどやっているようです。鳥取県の方が一部予算をつけておられるのを聞いておりますが、まだ乗せているかどうか確認ができておりません。予算がついているという話でございます。

それから奈良県において一部、本当に少数でございますが乗せているというような情報を耳にしているところでございます。全国的には極めて珍しい、しかも12台というこれだけ多数をとすることは珍しい試みだろうというふうに考えておるところでございます。

○倉重剛委員 やっぱり我々が大きな関心を持ったのは、東京マラソンでもってタレントが命を救われたという、あれは非常にショッキングだったけれども、よかったなと思ったんですけれどもね。後でテレビを見ましたら、非常に健康的で頑張っているというところで、この緊急性というか非常に大事だなということがよくわかったんですね。

そこで、説明を聞きながら、我々が知らなかったことが一つあるんですよ。パトカーの業務ですね。パトカーというのは決して、緊急的なところはいろいろあるんだけど、犯罪面だとかそれから交通面だとか、いろんな種類に分かれているかどうかは知りませんが、何か非常に多面的な活動をしなればいけないということですから、パトロールをしていらっしゃる人もいるし出動する場合もある、いろんなあれがあるそうですね。

ところで、熊本県にはパトカーは何台あるんですか。熊本市が集中的だろうという感じが、どうしてもするわけですね。

○池部警務課長 警察車両といいますのは、4輪と2輪ということで区分をしておりますけれども、県内に4輪が866台ございます。この4輪といっても、白黒のパトカーから大型のバスあるいは特殊車両、捜査用の車両と

いろいろありまして、今、先生が御指摘の白黒のパトカーということによろしいんでしょうか。これも交通取り締まり用の車両、それから交通事故捜査用の車両あるいは警ら用の無線自動車、それから交番、駐在所に配置しております小型警ら自動車、これが白黒になっているわけですが、おおよそで言いますと、交通の関係が118台、それから通常パトカーと言っております白黒の車両が220台ほどとなっております。

○倉重剛委員 現状の形として、十分に機動力にマッチしている台数ですか。それとも少ないんですか。その辺は、どうなんですか。

○池部警務課長 十分ではないとは考えております。それで車両の増の要望というのを国に対してもお願いしているわけですが、以前と比べましたら、交番、駐在所にはミニパトと言っておりますけれども、そういった起動力を有する4輪の車両がほとんど整備されておりますので、その分では以前と比べたら機動力ははるかに向上しているんじゃないかというふうに考えております。

○茂木警務部長 いわゆる一般的なパトカーは、全部で51台です。

あとは、いわゆる派出所、交番にありますミニパトといったものは169台、その他となっております。

○倉重剛委員 いずれにいたしましても、大変スピーディーな形で取り上げていただいて感謝します。実績が上がるように願っていますので、頑張ってください。ありがとうございました。

○小早川宗弘委員長 ほかに何かございますか。

(発言する者なし)

○小早川宗弘委員長 なければ、これで質疑を終了します。

それでは、ただいまから議案第1号、第2号、第9号、第10号及び第13号について、一括して採決したいと思います。御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○小早川宗弘委員長 異議なしと認め、一括して採決いたします。

議案第1号、第2号、第9号、第10号及び第13号について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○小早川宗弘委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第1号、第2号、第9号、第10号及び第13号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、閉会中の継続審査事件についてお諮りいたします。

議事次第に記載の事項について、閉会中も継続審査することを議長に申し出ることとして、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○小早川宗弘委員長 異議なしと認め、そのように取り計らいます。

次に、報告事項に入ります。

質疑については、執行部の説明を求めた後、一括して受けたいと思います。

まず、報告事項①の説明をお願いします。

○川述交通規制課長 交通規制課長の川述でございます。

第4号議案の、熊本県手数料条例の一部を改正する条例の制定について、御説明申し上げます。

資料につきましては、総務常任委員会で審議される条例関係説明資料、この中で2ページの新旧対照表をごらんいただきたいと思います。中ほどと、表の下の部分で下線を引い

てございますけれども、熊本県手数料条例第2条第1項第400号の道路交通法第49条第1項に基づく、熊本県公安委員会が設置するパーキングメーターの作動手数料300円、及び下の表になりますが、第3条の手数料の納付手数料の表中、第2条第1項第400号の手数料の項を削除するものであります。

これは近年、市街地におきまして、民間駐車場等の増加に伴いましてパーキングメーターの利用が大幅に減少しており、平成15年以降、維持管理経費の方が収入額を上回っている状況であります。

今後におきましても改善の見込みが立たない状況であるため、熊本県公安委員会においては平成21年3月31日をもって事業の廃止を決定されたところでございます。

したがって、本規定が不要となったことから、削除することとしたものでございます。

なお、このパーキングメーターの作動手数料につきましては現金収入でございまして、熊本県の収入証紙条例等の改正までは必要といたしておりません。

施行の日は、公布の日からということで予定しております。

以上で、御報告を終わらせていただきます。

○小早川宗弘委員長 次に、報告事項②の説明をお願いします。

○茂木警務部長 では私の方から、熊本県警察交番・駐在所機能強化推進基本プラン、これにつきまして御報告申し上げます。

本プランにつきましては、お手元にお配り申し上げておりますけれども、これからの地域社会におきます交番、駐在所のあるべき姿を踏まえまして、第1に地域社会と交番、駐在所との連携の基盤をより強固にしようという目的のもとで、地域社会の活動単位でございます小学校区、自治体区域というものと私

どもの交番、駐在所の受け持ち区域というものの整合を可能な限り図ろう。第2に、交番、駐在所の形態につきましても、それぞれの地域の実情に、より適したものとなりますよう、例えば複数の警察官がいる複数駐在所や、駐在所の機能をあわせ持つ駐在型交番といった形態も含めまして、柔軟に見直しを行っていくことなどを通じまして、交番、駐在所の機能強化しようとするものでございます。

また、個別の交番、駐在所ごとにその具体的な機能、内容強化についても記述させていただいております。

なお、本プランに掲げました交番、駐在所の受け持ち区域を、小学校区と整合させるという見直しにつきましては早期に実施したいと考えておりますけれども、交番、駐在所の形態の見直しにつきましては、今後、個別の交番・駐在所の建てかえ時期等々を踏まえまして、その実現を順次図っていくべきものと考えておるところでございます。

本プランにつきましては、地元の皆様方への御説明のほか、本年4月13日から1カ月間パブリックコメントを実施させていただきまして、その上で取りまとめたものでございます。今後、県警のホームページにおきまして公表を行い、順次、交番、駐在所の機能強化に努めたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

○小早川宗弘委員長 それでは、報告が終了しましたので、質疑を受けたいと思います。質疑はありますか。

○吉田忠道委員 熊本県内で大津警察署の範囲が広まったこともあり、かつ、この地域は全部人口が増加している区域なんですけれども、駐在所等の整備はわかりますが、大津警察署自体の建物も大分老朽化してきておると

思うんですが、これの建てかえの具体的な計画はありますか。

○茂木警務部長 建てかえにつきましては、まず本年度予算で認めていただきました熊本東警察署、これがまさに5年かかると思います。その点はしっかりやっていかなければいけないという状況でございますので、他の警察署の建てかえ計画そのものを議論するような状況にはないわけございまして、その点ちょっと老朽化の施設もございませけれども、お待ちいただいているというような状況でございます。具体的な計画は、まだないということでございます。

○小早川宗弘委員長 そのほかに、何かありますか。

(発言する者なし)

○小早川宗弘委員長 なければ、これで報告に対する質疑を終了いたします。

次に、その他で何かございますでしょうか。

○松田三郎委員 警察本部に、ちょっとお尋ねします。2点別々で恐縮でございますが、これはどなたになるかな。裁判員制度が導入されて、実際の裁判なり公判というのはまだ県内ではないと認識いたしておりますが、この導入に当たって何か運用方法を変えられたとか工夫されたとか、あるいは特に気をつけられているというのが、細かなことはいいですけども、大筋で何かありましたら、ちょっと教えていただきたいというのが1つ。

もう1つは、もしかするとこれは知事部局の管財課かもしれませんが、水俣警察署が新しくなって、地元は大変感謝なさっているということですが、もともとあった警察署の建物が今も多分そのままということで、一部敷地が県有地と民有地もちょっとあるかもしれないという話ですが、今後どのような方針といたしますか、利活用についてお決まりであり

ましたら教えていただきたいという、この2点でございます。

○徳永刑事部長 刑事部長の徳永でございます。

第1点目の、裁判員裁判に対する対応ということですが、まず1点目は、既に御承知のことかと思えますけれども、刑事企画課というものを発足させていただいております。これは今までの中で、体制を整えなければいかぬということで、そのような対応を既にさせていただいております。その中で、いろんな対応を検討しているところでありますが、まず1点目は教養であります。これについては各警察署に対しまして、いろんな想定をやりまして対応を進めているところであります。専科教養等も実施いたしております、特に証人出廷がふえてくるのではなかろうかというようなことで、ことしから証人出廷専科というものを別につくりまして、各警察署から人を集めまして、こういった対応をやりなさいというような指導をやっているところであります。

なお、教養の中で少し小さいことを御説明申し上げますと、いわゆる一般の人にわかりやすい裁判をしなければいかぬということでありますので、例えば目に訴える、視覚に訴える捜査手法をやりなさい、今までは実況検分とか何かでやったときに、ガラス窓を割りますね。ガラス窓を割って、ここから入りましたよというのを示すわけではありますが、そのときに、わざと割れたガラスの部分を吹き出しで見せて、ここから入りましたよというようなことをわかるようにするとか、それからこれはいわゆる警察がよく隠語を使いますね。取調官と暴力団とが、犯罪者の中には「げそ」とか「やさ」とか、靴のことを「げそ」と言うんですけれども、住まいのことを「やさ」というようなことを言うんですけれども、そういった隠語で取り調べをやりますと、ど

うしてもそれが一般の裁判員の方によく理解できないということもありますので、小さいことを言いますと、そういった隠語を使うなというようなことまで、細かな指導をやりながら、一般の裁判員の方に御理解いただけるような準備をしております。

それと、御承知のとおり非常に短期間のうちに結審します。そういったことで、ポイントをついた調書を取るようとか、ポイントをついた立証をするようとかいうようなことで教養をやっているところであります。

○坂田会計課長 旧水俣警察署の処分スケジュールでございますけれども、現在、これは敷地は県有地でございますけれども、建物つきの土地としまして本年度中をめどに売却処分を行う方向で検討を進めているところでございます。

今後のスケジュールですけれども、一部まだ品物が残っているのがございますので、旧庁舎内のこういった品物の廃棄処分をやりました後に、そのままではちょっとできないものですから、留置場の一部をちょっと取り壊しました後に建物つきの売却ということでやっていきたいと思っております。建物が売れなかった場合は、予算措置で解体をやりまして、更地として売却をするということです。本年度から来年度にかけて、そういう方向でやっていきたいということで検討進めております。

○松田三郎委員 確認ですが、まずは建物つきで売ろうという努力をして、なかなか警察署は——マニアはそのまま買う人はおるかもしれないけれども、警察署のあれだということで、結果的にどなたも希望がなかったら、ある時期には解体をして更地でまた売るということですか。

○坂田会計課長 県の考え方とも連携をとり

ながらということになりますけれども、警察としては一応そういう方向で検討を進めておるところです。

○吉田忠道委員 質問が数件ありますけれども、1件1件でよろしいですかね。

取りあえず教育委員会と警察本部の両方に直接関係するんですけれども、公文書の管理の問題です。

120%情報公開というのを知事がうたわれておりますので、その中で文書が破棄されたり、保存期限というのが大体決められておるんじゃないかと思っておりますけれども、これらについて、きのうですか、公文書管理法というのが成立しておるはずですが、これに対応して条例の制定なり改正なり、そういう方向。それから、現に保管している文書をこの管理法に基づいて今の期限で、例えばどんどん破棄することが非常にぐあいが悪い面もあるんじゃないかと思っておりますので、この件に関して教育委員会の方と警察の方と両方の考えをちょっとお聞きしたいんですけれども。

○松永教育政策課長 まずは教育委員会の方からですが、吉田委員のお話の公文書管理法等ですが、県の場合は私学文書課が知事部局にあります。こちらの方が県庁内の文書管理の条例とか規則とか一元的にまずは原則を定めておまして、そちらの方の考えと十分これから打ち合わせをした上で、現在も当然文書の保存年限あるいは保存管理のやり方等を打ち合わせながらやっておりますので、これから何らかの改正に向けて検討を進めていくということになると、今は考えております。

○茂木警務部長 私どももまさに同様でございます。私どもの所管も大きな通則は県としてのものがございまして、そこにのっとり、どう生かせるかということも踏まえながら適切に対応したいと考えております。

○吉田忠道委員 今の時点での規則にのりつての処分のやり方と、この法律が制定することによって、この法律の趣旨からいけば、まだ破棄してはいけないというのでも出てくるかもわかりませんので、その件を慎重にさせていただきたいというふうに思います。

ちょっと関連というか、私が疑問に思った中で、いろいろところで傍聴に行って、非公開でやられるところありますよね。特に私は教育委員会を傍聴しておいて非公開の議事がありますけれども、その議事の保管はされているのか。それと、もう何年かたてば見られるのかなと思って見に行ったんですけども、それは結局公開されてないんですよ。これも何年かたてば公開ができるようになるのかなというふうに思ったんですけれども、これに対する考えをちょっと……。

○松永教育政策課長 教育政策課でございます。

通常、教育委員会の非公開事案は、ほとんどが個人情報にかかわるもの、例えば教職員の処分の件ですとかいろいろ人事、その他、基本的に年限が来たら公開できるという性格のものはないといいたいまいしょうか、個人情報ですので、例えば条約ですとかそういう、アメリカが何年かたって公開したというような考え方で非公開にしたものではなく、いわゆる個人情報ということで非公開の審議を教育委員会をお願いしているということでございます。

そして、その議事録自体は非公開分についても記録として、教育委員会内部ではきちんと保存しております。公文書開示のときには、もしそれが開示請求になった場合には、個人情報の部分は恐らく非開示情報ということでお答えをこれまでもしておりますし、今後もししていくことになるかと考えております。

○茂木警務部長 公安委員会の方は、県警のホームページの方で、やりました議事録を、議案がございましたということにつきましては、議事録作成の時間もありまして若干おくれることはあるんですが、公表させていただいているというところでございます。

ただ、公安委員会におきまして、やはりその個人情報の問題に加えまして、犯罪捜査の手法や犯罪捜査の内容、そういったものもございまして、ちょっと公表できない部分があるということも御理解いただきたいと考えています。

○吉田忠道委員 個人情報保護という大変難しい面もあると思いますので、できないものはもちろんできないんですけれども、知事の方針は120%情報公開ということをやっておられますわけですから、できない方向じゃなくて、できる方向に努力していってほしいと思います。

次に教育委員会のことなんですけれども、昨年、私は点検評価について質問いたしました。今年度もまた当然やられるわけなんですけれども、この点検評価の中で、教育委員会の責任体制という大きな趣旨になっておるんですね。したがって、教育委員会の責任体制ですから、業務の執行状況だけが前回は何か表立って見えた気がしますので、教育委員会としてどう責任を果たしたかということが知りたいわけですね。

そういう意味で、当然ことしも点検表の実施要領というのをつくっておられるんじゃないかと思いますが、この実施要領はいつごろできるのか。

それから具体的にちょっと質問しますと、教育長に委任してはならない項目を挙げられていますよね。そういうのが、例えば平成20年度は1件もなかったのか、あったのかとか、そういう点検評価も我々としては知りたいなというふうに思っておりますので、今回の質

問は点検評価の実施要領はいつできる予定なのか、ちょっと教えてください。

○松永教育政策課長 教育政策課でございます。

点検評価につきましては、去る6月の教育委員会の中で大まかな方針、このようにやっていくということで、今、教育委員会の点検評価の実施を考えておきまして、吉田委員がおっしゃいます、いわゆる成文化した要領とか要綱については現在まだ定まっておられません。今後そのような要綱、要領できちんと成文化してやるかどうかということについては、まだそこまでは至っておりませんが、ことは2回目の点検評価になりますので、実施手法、そのやり方、評価を含めて今後検討をしていきたいと考えているところです。

あと、教育委員会自体の責任をどう表現していくか、ある意味では評価していくかということでございますので、これについても、ことしいろいろな教育委員会の活動内容について昨年よりも、より多くの項目、多くの問題を点検し評価したいと考えておきまして、その中でさらにいろいろと検討を深めていきたいと考えております。

○吉田忠道委員 昨年の点検評価実施要領も見えておりますので、あれだけだと、項目が書いてありましてその影響は出ないと思いますし、この前の教育委員会を傍聴している中で、ことしは先般決められました教育振興基本計画の進捗状況の付近を使つての評価になるような話だったものですから、もう少し教育委員会の責任ということに対して踏み込んでいただきたいなと思っております。

次は教育委員会ですけれども、各市町村に教育委員会の委員の中に保護者を入れるようになっていきますよね。各県下の市町村の教育委員会の中で、保護者の入っていない教育委員会の数というのは、わかりますか。

○松永教育政策課長 法律で保護者を入れるようにということになっておりまして、基本的には入れてあるという認識はありますが、まだその視点で詳しい調査をしておりませんので、機会がありましたら、そういう質問を各市町村教育委員会の方には、これから何らかの、いろんな教育委員さんの状況等をいろいろ御照会する機会もこれからありますので、そういう視点の質問も考えてみたいと思っております。

○吉田忠道委員 次の質問ですけれども、昨年から非常に景気が悪くなって、育英資金とか何かで対策もとられたんですが、一方、国民健康保険を払っておられない、滞納されておられる小中学生の保険の問題、これは前々回の一般質問でも出たんじゃないかと思えますけれども、この対応といいますか、これは短期保険証みたいなのを発行するようになっておりますかね。これが今、県内にどのくらいおられるのか。またふえているんじゃないかという気もしますけれども、これは小中学生ですから、こちらの方ですか。

○岡村教育次長 健康福祉部の方で所管しておりまして、申しわけありませんが、その辺のデータは持ち合わせておりません。

○吉田忠道委員 少なくとも義務教育関係ぐらいは把握しておってください。

次は警察関係なんですけれども、私はよくわからぬのが、交通安全協会というものなんですけど、交通安全協会とは警察の関連といたしますか、これはある方から非常にクレームがきて、交通安全協会で免許更新のときに会費を納めますよね。これは任意だということらしいんですけれども、その説明が非常に悪いものだから、入って当たり前みたいな感じで説明をなさるから、あんなものには入りたく

ないという人が大分多くなってきておるといふふうに聞いておりますし、この当初予算の中の運転免許費というところで委託料が5億8,500万ほどありますけれども、これは安全協会の方に委託とかいうのは出ておるんですか。ちょっと、その件を聞きたいんですけれども。

○緒方交通課長 交通課長の緒方と申します。

まず、安全協会について御説明申し上げます。安全協会につきましては、県の交通安全協会というのがございます。これは財団法人で、寄附行為によって運営されておるものでございます。

それと各地区、警察署単位でございまして、各地区に交通安全協会がございまして、各地区の運営につきましては、それぞれの運転者の方を会員としまして、先ほど先生おっしゃいましたように会費を徴収して、それで運営をやっておるところでございまして、これは、あくまでも任意でございまして、いろいろそういった苦情等も耳にすることもありますことから、貼り紙等もやりまして、任意のあれですよということで一応指導しているところでございます。

それから県の委託事業の関係につきましては、これは運転免許の更新事務であるとか、それから処分者講習とか違反者講習、そういったものを委託しております。

○吉田忠道委員 では、交通安全協会の方には行ってないということですかね。

○緒方交通課長 県の方からの資金ですか。それは一部、免許の更新業務を各署に委託しておりますので、その各署ごとに免許人数に応じた委託費を交付しております。

○吉田忠道委員 私自身が勉強不足でわから

ぬ点がたくさんありますので、これはまた別個に個人的にちょっと教えていただきたいと思います。以上です。

○小早川宗弘委員長 ほかに、何か質疑はありませんか。

○松田三郎委員 すぐ終わります。教育委員会に、2点お尋ねします。

義務教育課長になるかもしれません、教科書採択は中学校は22年、23年ぐらいにするんだったですかね。ちょうど、うちの管内にも学校を通じて、今展示会の御案内等も来ております。

以前聞いたとは思いますが、この採択のスケジュールを聞いてみたいと思いますが、以前、社会科の教科書等を中心に非常に国民的な議論も巻き起こった時期がございまして、自民党としても非常に力を入れて、この問題に取り組んでまいりました。ことし、来年に関しては、余りそういう動きはないようございしますが、簡単で結構でございますが、来年度の教科書使用に向けての、いろいろスケジュールがあるんでしょう。各採択地区のどうのこうのというのを、それをちょっと教えていただきたい。

○木村義務教育課長 教科書採択につきましては、一応4年ごとに教科書を採択することになっております。昨年度は、小学校の教科書を採択いたしました。今年度が中学校の教科書を採択することになります。

実質的には教科書の採択は、公立の小中学校に関しましては市町村教育委員会が採択いたします。うちは、採択基準とか資料等をお送りいたします。それに基づきまして市町村で共同採択になりますので、各管内で、宇城なら宇城の管内で同じ教科書を採択することになります。採択はその資料を参考にして地元で研究しながら、今年度の中学校の教科書

を採択することになります。

ただ、学習指導要領が新しく改訂されまして、中学校は24年度から実施されます。実際に、教科書は2年間しか使いません。つまり22、23ということです。新しい教科書が検定されたのは1教科書だけでございます。ほかは同じでございますので、わかりませんが、大体今年度の採択は同じようなものを採択するという傾向はございます。

○松田三郎委員 具体的には、さっきおっしゃった共同採択というのは、各採択地区ごとに決めて、それを各管内の市町村は全部採用するということですが、それはいつごろ……ばらばらですか。

○木村義務教育課長 時期的には、8月31日までに採択することになっております。

○松田三郎委員 もう1つは、これは高校教育課かもしくは学校人事課だと思いますが、いわゆる特別支援教育は、県内でもかなりの数が教育委員会の御協力をいただいて対応していただいておりますが感謝申し上げますが、実際そのクラスの担任というのは、恐らく各学校の校長先生がだれだれ先生をそこにという権限があるかと思えます。その学校にある程度その特別支援教育に詳しい先生がいらっしゃるならば、それは可能ですけれども、必ずしもそうではない学校も、たまたま異動の関係で学校によってはあるんじゃないかと思えます。

そこで、例えば代表的な発達障害の子供さんに対する接し方なりというのが、採用試験の段階でも一部あるのかもしれませんが、ここは最近特に注目されている点でございますので、採用されて何年もたつ先生は、どこかで研修なりいろいろな勉強をなさっているんだろうとは思いますが。そこで、1つは不断の努力といえますか、先生たちの発達障害児に

対する教育なり接し方というような訓練なり研修なりというのが、どういシステムで行われているのが1点です。

もう1つは、そういった、例えばどここの学校、そういう適した先生がたまたまいないというようにならないような人事というもの、かなりきめ細か過ぎるところかもしれませんが、そういったところも配慮して異動をなさっているのかどうかというところを、ちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○森塚高校教育課長 研修のところでお答えいたしますと、県として特別支援教育支援ステップアップ事業というのがありまして、その中で例えば小中学校の特別支援学級等の新任の先生方についての研修を、これは150人ぐらい集まるということなんですけれども、そういった研修をまずやっております。それからリーダーコーディネーターという方がいらっしゃるんです、ある中学校があつて、その地域の小学校とか幼稚園とか、そういった中でリーダーコーディネーターの方のその研修を実施するとかいうようなことは行っております。

○由解学校人事課長 精神教育関係の人事関係の配慮でございますけれども、基本的に学級編成の段階でどうい生徒が入ってくるかというのは大体想定がつかますので、その翌年度の学級編成するに当たりまして、どうい生徒が入ってくるからどうい先生が必要かというのが、学校長がどうい人材、教員が欲しいか、うちの学校にいないかといったものを学校長の方で考えまして、そしてそれを市町村教育委員会に上げ、それを教育庁の中でその辺を調整しながら適材適所の配置というのは、できるだけ配慮するようにしておりますけれども、100%完全にといかない部分もございます。そういったように、学校の中でいい先生を特殊学級の先生に配置すると

いうこともあることがございます。

○松田三郎委員 県の教育委員会でどういという問題ではないとは思いますが、うちの管内でどうい話を聞きましてね。特殊な事例かもしれません。校長によっては特別支援の担任を、ちょっと表現が難しゅうございますが、ちょっと扱いにくい先生とか組合中心の先生とか、あるいは場合によっては臨時的先生を担任にするというケースがま見られる。もちろん、そういう方でも詳しい方なら問題はないわけでしょうけれども、そうなった場合に、先生もそうでしょうし担任させられる子供さんも、お互いに不幸でしょうし、また逆の意味では、たまたま、自分はそんなに詳しくないのにどうい担任をさせられた。特殊の特殊の事情でしょうけれども、その児童さんがたまたま、通常ならいゆる特別支援学校、養護学校に行く方が本人のためになるんじゃないかという、程度のひどい方だったということで、自分はどうい子の面倒を見るためだけに教員になったんじゃないけれどもという、結果的には何かその先生が教員をやめられたという、お互いにとって不幸な事例が1つ2つは聞きました。これが1つ2つなのかもしれませんし、あるいはどこかの管内にもあることなのかもしれないということで、冒頭に言いましたように教育委員会でどういしてくれということではありませんけれども、異動の際にはできるだけきめ細やかな、可能な範囲で結構でございます、そういったことをお願いしたいと思います。以上でございます。

○小早川宗弘委員長 私からもちょっと、特別支援学級とか、かなり私も関心があつて、いろいろと保護者の方の意見とかを聞いておりましたけれども、佐賀とかは非常に特別支援学級に対する取り組みが充実しているというふうなことを聞いて、各学校に特別支援コ

ーディネーターというふうな専門家の人たちが1校1校にいて、次にどういう障害の方が入ってくるかということで、学校長以下あるいは周りの特別支援学級で盲・ろう・養護学校の先生たちも呼んで、あるいは親御さんも呼んでから、その子に応じた教育スケジュールを組み立てていくというふうな取り組みをしておるところもありますね。

そういう体制は、現段階では熊本県ではとられようとしているのか、とられてないのか。

○由解学校人事課長 先生のおっしゃっている体制は、熊本県でもやっております。数年前に今おっしゃったコーディネーター研修というのを3年間にわたりまして、各学校に必ず1人コーディネーターがいるような取り組みをしております。

○小早川宗弘委員長 現在は、いるんですか。

○由解学校人事課長 はい。コーディネーターは100%おります。

また個別の指導計画、支援計画、こういうのも各学校できちんとつくりまして、その子に応じた指導等をやっていくというような計画等もつくられている状況でございます。

○小早川宗弘委員長 配置はされているけれども、余り機能してないというのが実情じゃなかろうかというふうに私は感じておりますけれども、ちょっと松田先生と同じような感じで、私もいろいろ相談を受けたりするんですけど、ある学校に直接、これは自閉症の子ですけれども、特別支援学級を開設してほしいというふうな家族がいたものですから、ある学校にかけたんですけれども、校長先生が、それは市町村教育委員会で決めることですもんねというような、非常に自分たちの責任ではないというような、自分たちが真剣に考えることじゃないですよみたいな発言

をされたものですから、各学校の意識、いわゆる校長先生の意識というのが非常に低いんじゃないかろうかというふうに思いますので、その辺は徹底していただきたいというふうに思います。

ほかに……。

○松田三郎委員 すぐ終わります。山本教育長に、ちょっと私が今から愚痴を申し上げますので、それに対して……。

郡部の公立高校に対して、どのようなお考えなのかというのを——。私は管内を回っておりますと、例えばこういう意見をよく聞きます。中高一貫がモデル的に先駆的にとということでしょうけれども、人吉と天草は今回が入ってない。今回は玉名、宇土、八代。なぜ人吉にないんだらうかと。あとは再編整備で統廃合の対象になるのは、これはある意味ではしようがないのかもしれないけれども、圧倒的にいわゆる郡部、熊本市以外が多い。それとか学区が今後変更されて、一般質問の答弁でもありましたが、将来的には全県1区になる。あるいは前期、後期選抜試験等々を、いわゆる郡部の高校には何らメリットがない、デメリットばかり、こういう運用が改正されるのではないかというような御批判なり御意見というのが非常に多いように感じます。

その結果といいますか、大体、人吉・球磨管内の中学校まではもちろん地元で、中学校を卒業して管外というか、主に熊本市内とかあるいは県外に流出する子供が平均的に大体100名。去年は150名ぐらい地元の中学校を出て高校はよそに行くというような傾向。これはもしかすると少子化の中でも人数がもっとふえるのではないかとすることを危惧なさっている方が多いということでもあります。

そこで、山本教育長が、もちろん人吉・球磨だけの話ではないですけども、いわゆる郡部にある高校に対しては県教育委員会とし

てはどういった対応というか、その方向性を持って対応していくのかということのをですね。例えば、わかりやすく言うと、こういうことはあり得ないと思いますが、熊本県内の公立高校は熊高、済々黌、第一、第二、このくらいでよか、あとは、なくなってもとは言いませんが、そういうふうには二極化に特化していくというような方向性なら、それは我々もある意味ではあきらめざるを得ない。そうではなくて、耳ざわりのいい、郡部にもいい高校があるから個性を持った学校づくりをしてほしいぐらいのことならば、非常にこの地理的なハンディー以外にも、だんだん教育関係の制度なり運用が、郡部には厳しい方に変えられていく中で、個性を出した学校づくりというのを、これはかなり困難だと思いますので、その点の大きな方向性で結構でございますが、お答えいただければと思います。

○山本教育長 教育長としてお話しする前に個人的に申し上げますと、私も郡部の高校出身でございまして、我が母校はことしは、定員の半分ぐらしか応募がなかったような状況でございます。

それで、今回は通学区も8学区から3学区にするという、そういう方向の中で、私がこれまでの教育委員会としてのこれに対する取り組みの中では、そういった通学区が広まるということで、ともすれば皆さんの御心配は、熊本市に一極集中になるんじゃないかというふうな、それで今、松田委員おっしゃったように、それならもう郡部の高校は要らぬようになるじゃないかみたいな、極論すればそういった話の中で、しかしながら、通学区を広げる、きれい事じゃなくて通学区は広げるけれども、それだけにやっぱりそれぞれの拠点拠点の高校はしっかりと伸ばしていかないと、みんながみんな熊本市に来れるわけでもないわけですから、少なくとも拠点拠点の高校はしっかりと強化していこうということで、

最終的に今の段階で13校の拠点校というのが指定されております。

したがいまして、私といたしましてはその拠点校をしっかりと、地域の人たちがその高校へ安心して行けるような高校にしていきたいというのが、今の方向でございます。

そして中高一貫にしましても今回、八代、宇土それから次は玉名ということでございませけれども、それもその状況を見ながらまたこれが全県下でこういった効果を及ぼしていくのか等々も含めまして、今後についてはその拠点校をまたどういうふうには、本当に拠点たる高校としていけるのかということ、そこは方向としてやっぱりしっかりやっていかなくてはいけないと思います。

それで私の考え方からすれば、ぜひ地元の高校に行ってほしいと思います。先生方は一生懸命やっておられます。私はそれぞれの高校にも途中途中でぼろぼろと行って、学校を訪問していろいろ話を聞くんですけども、私はむしろ地元の、地元というか県内における地方地方の高校に行った人たちに、先生たちがある意味では寄ってたかって一生懸命教えておられます。だから、むしろ私はそういった高校に行った方が、将来的にはいいような子供さんもたくさんおるんじゃないかと思います。今回の再編統合の中では、私も地元に行っているいろいろの地元のその高校に対する考えというか感想も聞きましたけれども、ぜひその地元の高校をみんなで何とか支えていってほしいと。それがいろんな面で、そちらの方が私は得するんじゃないかなというふうには思っております。それが、私の正直な気持ちでございます。

したがいまして、その13校の拠点ということに対しては、しっかりと重点的に力をつけていくような高校になっていかなくてはいいし、もちろん先ほどの学校人事課のように、先生たちの異動につきましても、そういったことは十分念頭に置いた人事等を、そう

いった政策と、それと大きないろんな方針が全部有機的につながって、きちっと説明できるような、そういった政策をやっていかなくてはいけないというふうに思っております。

○松田三郎委員 では、ちょっと一言だけ。

心強い答弁をいただきましたが、教育長がおっしゃったように、私も田舎の方の高校を出て、出た後に、ああ、よかったなというのはそのとおりだと思いますが、入る前の本人なり保護者が、恐らくこれは単なる抽象的な心配じゃなくて、学区が外れたらやっぱり、もちろん子供さんの勉強だけが優秀という意味ではないですよ、勉強だけをとってみるなら、やっぱり優秀な子供がどんどん市内を目指すだろうし、前期・後期をこのまま続けるならば、ちょっと今の実力では難しかばってんええくそ受けてみようかといってきやあ受かってしまったとか、よりそれに拍車がかかった中で、拠点校の13校はしっかりしていかなければいけないといっても、やっぱりちょっとこれは難しさもあるのかな。そういう意味では最後におっしゃったように、黙っておっても、受験者がある程度いるような高校は、もう黙っておっても受けるわけでしょうから。そうじゃないところに、より力を入れて、人事の面とか政策の面に目配りをしていただきたいということを、特に要望して終わりたいと思います。

○小早川宗弘委員長 それでは、質疑を終了したいと思います。

以上で、本日の議題は終了しました。

最後に、陳情・要望書等の一覧のとおり、要望書2件が提出されておりますので、御参考としてお手元に写しを配付しておりますので、お読みいただきたいと思います。

それでは、これもちまして本日の委員会を閉会いたします。

午前11時56分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定により
ここに署名する

文教治安常任委員会委員長